

# 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 27 年 9 月  
国 税 庁

平成 27 年度の税制改正により、所得税法等の一部が改正され、給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等について適用されます。

(注) 確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合にも、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。ただし、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示を要しないこととされています。

## ◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体（以下「外国政府等」といいます。）が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

### 注 意 事 項

- 1 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- 2 ②の外国政府等が発行した書類は、例えば、次のような書類が該当します。
  - ・ 戸籍謄本
  - ・ 出生証明書
  - ・ 婚姻証明書
- 3 外国政府等が発行した書類について、一つの書類に国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合には、複数の書類を組み合わせることにより氏名、生年月日及び住所又は居所を明らかにする必要があります。
- 4 一つの書類だけでは国外居住親族が居住者の親族であることを証明することができない場合には、複数の書類を組み合わせることにより、居住者の親族であることを明らかにする必要があります。必要な書類の組合せについては、4 ページの【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】を参考にしてください。
- 5 16 歳未満の非居住者である扶養親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

## ◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレ

ジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

### 注 意 事 項

- 1 送金関係書類については、原本に限らずその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。
- 2 送金関係書類には、具体的には次のような書類が該当します。
  - ① 外国送金依頼書の控え  
※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
  - ② クレジットカードの利用明細書  
※1 クレジットカードの利用明細書とは、居住者（本人）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。  
この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている国外居住親族の送金関係書類として取り扱います。  
2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の年分の送金関係書類となります（クレジットカードの利用代金の支払（引落し）日の年分の送金関係書類とはなりません。）。
- 3 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。  
例えば、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には、その送金に係る送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。
- 4 送金関係書類については、扶養控除等を適用する年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。  
※ 同一の国外居住親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出と各国外居住親族のその年最初と最後に送金等をした際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。  
この場合、提出又は提示を省略した送金関係書類については、居住者本人が保管する必要があります。
- 5 16歳未満の非居住者である扶養親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

### ◎ 「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出（提示）の時期

- 国外居住親族に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する者は、その申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示し、年末調整を行う際に給与等の支払者に「送金関係書類」を提出又は提示する必要があります。  
(注) 年途中で控除対象扶養親族等が出国したことにより、国外居住親族となった場合には、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」と併せて「親族関係書類」を提出又は提示する必要があります。
- 国外居住親族に係る「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する者は、これらの申告書を給与等又は公的年金等の支払者に提出する際に「親族関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。  
(注) 「送金関係書類」を上記の支払者に提出（提示）する必要はありませんが、確定申告を行う際には、確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 年末調整の際に、非居住者である配偶者に係る「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出する者は、この申告書を給与等の支払者に提出する際に「親族関係書類」と「送金関係書類」を併せて提出又は提示する必要があります。

## ◎ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載について

平成 28 年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から、国外居住親族に係る記載事項が追加されています。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書			
(フリガナ) あなたの氏名		生年月日 期・大 昭・平 年 月 日	配偶者 の有 無
あなたとの続柄		世帯主の氏名	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。)
あなたとの続柄		あなたとの続柄	
平成 28 年 中 の 所 得 の 見 積 額		しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。	
非居住者 である親族	生計を一に する 事 実	平成 28 年 中 の 所 得 の 見 積 額	異動月日及び事由 (平成28年中に異動があっ た場合に記載してくだ さい(以下同じ))。
	0 円	非居住者 である親族	0 円
① ○	② 600,000 円	○	600,000 円

- ① 「非居住者である親族」欄には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合に「○」を記載します。
- ② 「生計を一にする事実」欄には、その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載します。
- ※ 「非居住者である親族」欄は扶養控除等申告書を提出する際に記載し、「生計を一にする事実」欄は年末調整の際に追記してください。

## ◎ 国外居住親族に係る扶養控除等に関する Q&A

Q1 扶養親族が留学する場合でも、親族関係書類と送金関係書類の提出又は提示は必要ですか。

A 扶養親族が留学する場合において、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通常必要とするものでなければ、その扶養親族は国外居住親族には該当しないことになります。

その扶養親族が国外居住親族に該当しない場合には、その者に係る親族関係書類や送金関係書類の提出又は提示は必要ありません。

Q2 親族関係書類は、1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。

A 親族関係書類については、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんので、書類の提出日より1年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。

ただし、扶養控除等の対象となる親族については、結婚や離婚などにより異動があるため、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、これらの申告書が提出される日の現況により判定することとされています。

したがって、親族関係書類の発行日が「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書の提出日より数か月以上前であるような場合には、これらの申告書の提出を受ける際に、その国外居住親族の親族関係に変更がないかを申告書の提出者に確認していただくようお願いします。

Q3 親族関係書類では、何を確認すればよいですか。

A 親族関係書類では、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書に記載された国外居住親族が居住者（本人）の親族であることを確認した上で、これらの申告書に記載された国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所に誤りがないことを確認してください。

Q4 送金関係書類では、何を確認すればよいですか。

A 送金関係書類では、その年において、居住者（本人）が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、その国外居住親族に行ったかどうかを確認してください。例えば、送金関係書類が外国送金依頼書の控えの場合には、送金者の氏名が居住者（本人）となっているか、送金受領者の氏名がその国外居住親族となっているか、及び送金日が扶養控除等を適用しようとする年分のものであるかを送金関係書類により確認してください。

Q5 提出された親族関係書類及び送金関係書類は、何年間保存する必要がありますか。

A 源泉徴収義務者に提出された親族関係書類や送金関係書類に関して、法令上、個別に保存義務を定めた規定はありませんが、「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書は、法令により、給与等又は公的年金等の支払者において7年間保存することとされていますので、親族関係書類や送金関係書類もこれらの申告書と併せて保存してください。

【外国政府等が発行した親族関係書類の組合せ表】

扶養控除等の対象とする国外居住親族	親族関係書類の組合せ	扶養控除等の対象とする国外居住親族	親族関係書類の組合せ
子		配偶者	
本人の父母		配偶者の父母	
本人の祖父母		配偶者の祖父母	
本人の兄弟姉妹		配偶者の兄弟姉妹	

「◇」は親子関係を証する書類を、「○」は婚姻関係を証する書類を示します。

【表の見方】

例えば、居住者（本人）が非居住者である「配偶者の母」を扶養控除の対象とする場合には、①居住者（本人）と配偶者との婚姻関係を証する書類、②配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類の2つの書類により、居住者（本人）と「配偶者の母」との親族関係を証明することになります。

※ 必要書類の組合せの具体例

子	本人の父母	本人の祖父母	本人の兄弟姉妹
子の出生証明書	本人の出生証明書	本人の出生証明書 父(母)の出生証明書	本人の出生証明書 兄(弟姉妹)の出生証明書
配偶者	配偶者の父母	配偶者の祖父母	配偶者の兄弟姉妹
本人の婚姻証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の父(母)の出生証明書	本人の婚姻証明書 配偶者の出生証明書 配偶者の兄(弟姉妹)の出生証明書

お分かりにならない点がございましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。また、国税庁ホームページに「国外居住親族に係る扶養控除等Q&A（源泉所得税関係）」を掲載しておりますので、そちらもご活用ください。